

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前（27.10.26 時点） | 修正後 |
|---|--|
| <p>目次 省略</p> <p>自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その利用ニーズが高まり、その役割は一層大きくなっている。</p> <p>環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段の確保などに寄与する点において、自転車は、未来を開くことができる乗り物である。</p> <p>一方で、自転車は、車両という意識が薄く、歩道等で交通ルールを守らず、歩行者にとって危険な自転車の利用が増加し、自転車対歩行者に関する事故数は増加しつつある。</p> <p><u>自転車を利用する者だけでなく、歩行者の大切な命を守っていくためには、交通安全に関する教育を通じて、交通安全の意識の向上や事故への備えを進めていくことが必要である。</u></p> | <p>目次 省略</p> <p>自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その利用ニーズが高まり、その役割は一層大きくなっている。</p> <p>環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段の確保などに寄与する点において、自転車は、未来を開くことができる乗り物である。</p> <p>一方で、自転車は、車両という意識が薄く、歩道等で交通ルールを守らず、歩行者にとって危険な自転車の利用が増加し、自転車対歩行者に関する事故数は増加しつつある。</p> <p><u>自転車利用者だけでなく、歩行者の大切な命を守っていくためには、交通安全に関する教育を通じて、交通安全の意識の向上や事故への備えを進めるとともに、自転車が安全で快適に利用することができるように道路等の環境を整備していくことが必要である。</u></p> |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前（27.10.26 時点） | 修正後 |
|---|--|
| <p><u>また、身近な移動手段という自転車の魅力を引き出すためには、歩行者に対する安全性を高めるとともに、自転車が安全で快適に利用することができるよう道の環境を整えていくことも不可欠である。</u></p> | <p><u>自転車は常に大切な命を乗せ、大切な命と関わっていることを念頭に置きながら、自転車の身近な移動手段という魅力を引き出し、自転車の持つ価値を更に高め、新たな価値を創造し、その地位の向上を図っていくとともに、自転車に関して県が先導的な役割を担い、先進的な取組を実施することにより、自転車利用者の意識や自転車に対する認識を根本的に変えていき、これらを普及させて、滋賀発の自転車、自動車、歩行者が互いに尊重することができる社会づくりを進めいくことが何より重要である。</u></p> |
| <p>私たちは、県民一人ひとりが、自転車の安全で適正な利用の重要性を理解し、環境の保全や観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現ができるよう、自転車の安全で適正な利用を促進していくことを決意し、ここに滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定する。</p> | <p><u>私たちは、県民一人ひとりが、自転車の安全で適正な利用の重要性を理解し、環境の保全や観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車の安全で適正な利用のための環境が整備され、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現ができるよう、自転車の安全で適正な利用を促進していくことを決意し、ここに滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定する。</u></p> |
| 第1条 省略 | 第1条 省略 |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前 (27.10.26 時点) | 修正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車</p> <p>(2) 交通安全団体 交通安全に関する活動を行う団体</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車</p> <p>(2) 交通安全団体 交通安全に関する活動を行う団体</p> <p>(3) 市町等 市町、県民、事業者および交通安全団体</p> <p>(4) <u>自転車関係法令</u> <u>自転車の利用に関する法その他の関係法令</u></p> <p>(5) <u>自転車交通安全教育</u> <u>自転車関係法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用に関する教育</u></p> <p>(6) <u>自転車利用者</u> <u>自転車を利用する者</u></p> <p>(7) <u>自転車損害賠償保険等</u> <u>自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済</u></p> |
| <p>(県の責務)</p> <p>第3条 第1項 省略</p> <p>2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民、事業者および交通安全団体（以下「市町等」という。）に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> | <p>(県の責務)</p> <p>第3条 第1項 省略</p> <p>2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定および実施に当たり、市町等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前（27.10.26 時点） | 修正後 |
|--|--|
| <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、<u>自転車の利用に関する法その他の関係法令</u>（以下「<u>自転車関係法令</u>」という。）の遵守、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の啓発その他自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2・3 省略</p> | <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、<u>自転車関係法令の遵守</u>、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の啓発その他自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2・3 省略</p> |
| <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(県民に対する自転車交通安全教育)</p> <p>第8条 県は、県民に対し、<u>自転車関係法令の遵守</u>その他の<u>自転車の安全で適正な利用に関する教育</u>（以下「<u>自転車交通安全教育</u>」といふ。）を行うものとする。</p> <p>2・3 省略</p> | <p>(県民に対する自転車交通安全教育)</p> <p>第8条 県は、県民に対し、<u>自転車交通安全教育</u>を行うものとする。</p> <p>2・3 省略</p> |
| <p>第9条 省略</p> | <p>第9条 省略</p> |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前 (27.10.26 時点) | 修正後 |
|---|---|
| (家庭における自転車交通安全教育等) 第10条 1～3省略 | (家庭および地域における自転車交通安全教育等) 第10条 1～3省略 4 地域の住民は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策についての必要な助言および援助を行うよう努めるものとする。 |
| 第11条 省略 | 第11条 省略 |
| (自転車の安全で適正な利用) 第12条 <u>自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)</u> は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車関係法令を遵守するものとする。 2～5 省略 | (自転車の安全で適正な利用) 第12条 <u>自転車利用者は</u> 、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車関係法令を遵守するものとする。 2～5 省略 |
| 第13条 省略 | 第13条 省略 |

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

| 修正前（27.10.26 時点） | 修正後 |
|--|---|
| <p>（自転車損害賠償保険等への加入）</p> <p>第14条 自転車利用者は、<u>その利用する自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）</u>に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>2 県は、<u>自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> | <p>（自転車損害賠償保険等への加入）</p> <p>第14条 自転車利用者は、<u>自転車の利用に関し、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</u></p> <p>2 県は、<u>自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> |
| 第15条以下 省略 | 第15条以下 省略 |